

## 第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

### 第1 貴重な自然の保全

#### ①自然環境保全地域等の指定と保全

##### ■自然環境保全地域の指定と保全

(財)大阪みどりのトラスト協会が、自然環境保全地域(3-2-1表)の土地所有者等との保全契約に基づいて実施する保全管理について経費の一部を助成した。

##### ■緑地環境保全地域の指定と保全

貴重なミドリシジミ類の蝶(通称ゼフィルス)の生息する能勢町三草東尾根部やラン科植物等貴重な動植物が生息・生育する能勢町地黄湿地の適正な保全管理を図るため、(財)大阪みどりのトラスト協会が実施する事業に対して助成した。

3-2-1表 自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況

(平成11年3月31日現在)

地域名	指定年月日	所在地	面積	樹林の特色
本 <sup>ほん</sup> 山 <sup>さん</sup> 寺 <sup>じ</sup> 自然環境保全地域	昭和53年 1月20日	高槻市 大字原	14.32 ha	モミ、ツガ、カシ等のみられる天然林
意 <sup>い</sup> 賀 <sup>が</sup> 美 <sup>み</sup> 神社 <sup>じんじゃ</sup> 自然環境保全地域	平成元年 4月28日	岸和田市 土生滝町	1.32	ミミズバイ、ホルトノキ等がみられるシイ林
美 <sup>み</sup> 真 <sup>ま</sup> 久 <sup>く</sup> 留 <sup>りゅう</sup> 御 <sup>ご</sup> 魂 <sup>たま</sup> 神社 <sup>じんじゃ</sup> 自然環境保全地域	"	富田林市 富宮町	2.16	ナナメノキ、アラカシ等がみられるシイ林
若 <sup>わか</sup> 山 <sup>やま</sup> 神社 <sup>じんじゃ</sup> 自然環境保全地域	"	島本町 大字広瀬	11.03	樹齢200年前後のコジイを優占種とするシイ林
妙 <sup>たう</sup> 見 <sup>み</sup> 山 <sup>さん</sup> 自然環境保全地域	"	能勢町 野間中	9.50	アカガシ、カエデ等がみられるブナ林
三 <sup>さん</sup> 草 <sup>そう</sup> 山 <sup>やま</sup> 緑地環境保全地域	平成4年 9月9日	能勢町 上杉・長谷	14.48	ナラガシワやクヌギ等の落葉広葉樹林
地 <sup>ち</sup> 賀 <sup>が</sup> 湿 <sup>しつ</sup> 地 <sup>ぢ</sup> 緑地環境保全地域	平成10年 6月29日	能勢町 地黄	17.70	低茎性湿生草地等
合	計	7地域	70.51	

#### ②天然記念物等の保全

##### ■和泉葛城山ブナ林の保全

ブナ林の生育区域を広めるために取得した周辺森林(約46ha)について、(財)大阪みどりのトラスト協会が行う保全整備・管理事業について助成した。



<和泉葛城山ブナ林>

■府内の天然記念物等の保護増殖

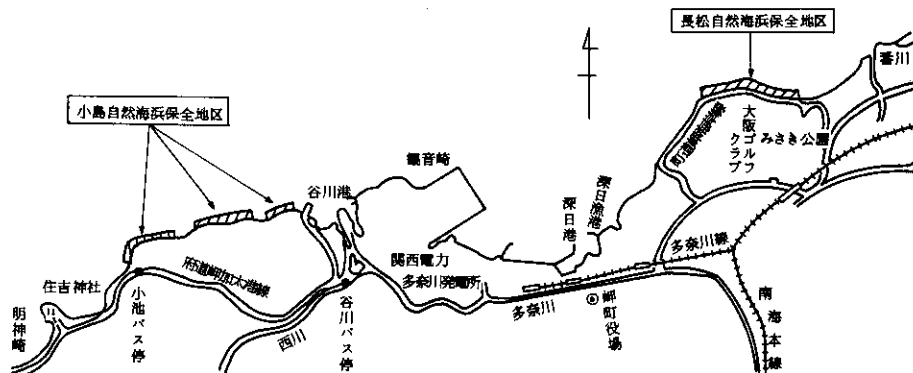
和泉葛城山ブナ林・野中寺のさざんか等をはじめ、国及び府指定の天然記念物となっている樹木等の保護と増殖を図るため、樹勢回復、腐食防止、除虫等の措置について助成・指導を行った。

③自然海岸の保全

■長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備

府内に残されている自然海浜を保全し、その適正な利用を図るため、「大阪府自然海浜保全地区条例」(昭和56年大阪府条例第2号)に基づき、昭和58年11月に、長松自然海浜保全地区(岬町)、小島自然海浜保全地区(岬町)を指定している(3-2-2図)。これに伴い、岬町が行う長松・小島両地区の清掃に対して補助金を交付するなど、地区の環境整備に努めるとともに、同条例で規制されている地区内における土石の採取等の一定の開発行為の監視を行った。

3-2-2図 自然海浜保全地区付近図



第2 森林環境の保全・整備

①森林地域の保全

■保安林の保全・管理

府内の森林は都市近郊に位置し、府民のレクリエーションの場としての森林に対する需要が高まっている背景から、「第5期保安林整備計画」(計画期間：H6～15)に基づき、主として「公衆の保健」を目的とする保健保安林の指定に努め、土砂流出防備保安林等合計35haの保安林を新たに指定した。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳正に運用することにより、その適切な保全と管理に努めた(3-2-3表)。

3-2-3表 保安林の現況

(平成11年3月31日現在)

保種 保安林 の類	水源 かん 養	土砂 流出	土砂 崩壊	潮害 防備	干害 防備	落石 防備	防 火	魚 つき	保 健	風 致	合 計
面積 (ha)	8,321 (2,053)	6,209 (2,316)	62 (9)	3	111 (6)	1	1	7	348 (4,382)	135 (2)	15,198 (4,384)

(注) ( )は兼種指定で内数、ただし保健・風致は外数

■国定公園区域の保全

国定公園内の開発に対しては、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく許可権限を厳正に運用することにより開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努めた（3-2-4表）。

■近郊緑地保全区域の保全

無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持増進や公害の防止を図るため、平成7年9月に定めた「近郊緑地保全区域内における届出を要する行為に関する指導指針」により、開発抑制の指導を行った（3-2-4表）。

3-2-4表 国定公園・近郊緑地保全区域の指定状況

(平成11年3月31日現在)

地域地区の名称	区域の名称	面積(ha)
国定公園	金剛生駒紀泉国定公園	15,535
	明治の森箕面国定公園	963
	計	16,498
近郊緑地保全区域	北摂連山	9,727
	金剛生駒	11,156
	和泉葛城	12,589
	計	33,472

■「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全

住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を知事と締結することを義務づけ、一定の緑地等を確保させており、本制度の適切な運用を図った。なお、平成10年度の締結件数は、62件であった。

②巡視制度の活用

■自然環境保全指導員制度の運用

府民参加による自然環境の保全・巡視制度である自然環境保全指導員（平成11年3月末現在、95名）により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、自然環境保全指導員から行政機関への通報や府への報告等を密にして、措置を必要とする事項に迅速に対応した。

■森林保全員制度の運用

森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員（75名）を各市町村に配備し、林野火災、病虫獣害、風水害、盗伐及び違法開発等の早期発見及び未然防止を図った。

■自然公園指導員の活用

国定公園の風景地を保護し、利用の適正化を図るため、府内の国定公園において、利用者指導、利用者への自然解説、事故予防措置を行った。また、自然公園指導員の委嘱員数の拡充等の充実について働きかけた（平成11年3月現在、35名）。

### ③森林の公益的機能の維持・増進

#### ■森林造成事業の推進

能勢町ほか17市町村の森林を対象に、育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈・改良）について事業を実施し、また、森林所有者等が実施する事業に助成をした。

#### ■治山事業の推進

府内79カ所において、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工・山腹工及び森林整備等を実施した。

#### ■生駒山系グリーンベルト整備事業の推進

市街地が山麓まで進展し、土砂災害危険箇所の連担する生駒山系西側斜面（枚方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高めるため、生駒山系グリーンベルト整備事業を推進する。平成10年度においては、整備構想に基づきモデル地区の事業計画（案）を策定した。

#### ■森林景観保全整備事業の推進

国立公園において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくで荒廃が予想される森林を対象として、整理伐、伐倒木整理、枝条整理、植栽を実施した。

#### ■保安林整備緊急対策事業の推進

能勢町ほか6市町村の保安林において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくで荒廃が予想される森林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施した。

#### ■間伐の促進

健全な森林の育成を図るため、高槻市ほか8市町村68.8haの間伐の実施に対して助成を行った。

## 第3 地域緑地の保全

### ①緑地保全地区の指定拡大の推進

#### ■緑地保全地区の指定拡大の推進

「都市緑地保全法」（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地区について、新たな指定地域の掘り起こしに努めた（3-2-5表）。

3-2-5表 緑地保全地区の概要

地 域 名	指定年月日	所在地	面 積	樹林の特色
いまごめ 今米緑地保全地区 (川 中 邸)	昭和59年 9月21日	東大阪市 今米	0.5 ha	市街地の中で、ムクノキやアラカシ等がほぼ自然に近い状態で残されている屋敷林で江戸時代に大和川の付替に功勞のあった「中甚兵衛」の出生地。
おの 男 神 社 緑地保全地区	平成元年 3月3日	泉南市 男里	1.4	泉南市金熊寺川沿いに広がる男神社の社叢は、ムクノキ、クスノキ、エノキ等が主な構成樹種の鎮守の森で、ホルトノキ、ヒメユズリハ等の暖帯性の樹木も見られる。
か 加 賀 屋 緑地保全地区	平成5年 12月17日	大阪市 住之江区 南加賀屋	0.5	伝統的及び文化的意義を有する加賀屋新田会所跡は、庭園を中心にクロマツやアラカシ、ウバメガシ等が植栽され、良好な自然環境を形成している。なお、当地区は大阪市の所管となっている。
合 計			2.4	

## ②風致地区等の保全

### ■風致地区の指定・保全の推進

植林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観を保持し、緑に富んだ快適な都市環境を維持することを目的として指定した風致地区（平成11年3月現在、11市25地区2,609ha）において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行った。

## 第4 農空間の保全と活用

### ①農村地域の保全整備・活用

#### ■農業の振興

大都市近郊の有利な立地条件を活かした施設園芸・畜産等による収益性の高い農業経営の育成や都市地域における農業の果たす多面的な役割に応じた施策を推進した。農業振興地域を重点に生産基盤や生活環境の整備を行うほか、都市緑農区における都市と調和のとれた農業の振興、生産技術の普及指導、関係団体の指導・育成等の各種事業を総合的に推進した。

#### ■農地等の保全・整備

大阪に残された貴重な自然資源の持つ「みどり」の機能の保全・活用により、府民が生活していく上で快適な環境を創造するため、「農」空間・「森林」空間・「水辺」空間の保全・活用の推進と、「緑」と「花」によるゆとりとうるおいのある美しい大阪のまちづくりに努めた。

また、大阪府自然環境保全条例の趣旨を踏まえ、豊かな緑の創出、生態系の多様性の確保、府民の自主的活動の促進等について、多様な施策の推進により、一層積極的な展開を図った。

#### ■棚田地域の保全

府内の棚田地域の保全・利活用を支援するため、「棚田・ふるさと保全基金」の積立を行った。

#### ■農空間整備事業の推進

農空間の持つ多様な機能を活かした地域整備を進めるため、平成8年度に策定した「農空間整備基本方針」に沿って、4市における農空間整備計画の策定を支援した。

### ②「農」の教育的機能の増進

#### ■府民牧場の整備

平成11年9月23日のリニューアルオープンに向け、平成10年度は、子牛や羊・やぎ・アヒル・うさぎ等の動物と直接ふれあったり、乳しぼりやバター・チーズ作り等が体験できる施設や、家畜排せつ物を完熟たい肥に変換するコンポストプラント等により、環境問題について学習できる施設の本体工事を実施した。

なお、工事に伴い、公開開放事業を休止した。

## 第5 水辺環境の保全と活用

### ①河川環境の整備

#### ■河川環境整備事業の推進

榎尾川、金熊寺川等において、隠し護岸（連節ブロック）及び魚道の設置等により生態系に配慮した川づくりを実施した。

#### ■魚にやさしい川づくりの推進

自然に近い河道、魚道の設置等を推進した。

#### ■わんどの保全

淀川のわんどは、天然記念物であるイタセンパラが生息しているばかりでなく、様々な水生生物等の生息、繁殖等の場として重要な役割を果たしている。そのため、イタセンパラの生態及びその生息環境の調査を通じてわんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対してわんどの保全について働きかけを行った。

#### ■水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

がらと川（枚方市）、免除川（交野市）、尺治川（交野市）、黒梅谷（千早赤阪村）、牛滝川本川（岸和田市）の5溪流において緩傾斜護岸工、修景護岸工、広場整備等を実施した。

#### ■砂防環境整備事業の推進

千早赤阪村の水越川において、間伐材による散策道整備を実施した。

#### ■河川水質の保全

河川の水質の改善を目的として、平野川浄化ポンプ場や東除川の薄層流浄化施設を施工し、また、光竜寺川（堺市）において支川対策浄化施設を施工した。

#### ■河川水量の確保

河川の持つ豊かな自然環境の美しい景観を生かした水辺環境の保全・復元を図ることを目的として、河川水量の確保（多様な水源の確保）について検討した。

#### ■ダム湖周辺整備の推進

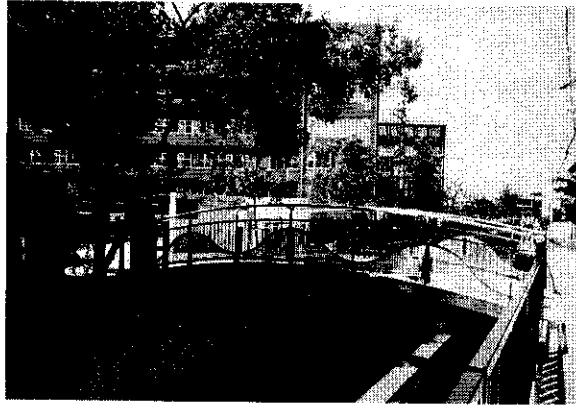
平成3年度に策定された「狭山池ダム景観整備基本計画」を踏まえ、ダム本体工事の進捗にあわせて、植栽等の環境づくり関連の工事を実施した。

また、箕面川ダムにおいても、ダム周辺整備工事（植栽整備等）を実施した。

### ②農業用水路の整備

#### ■いきいき水路モデル事業の推進

農業用水路を府民の身近な水辺として活用するため、長瀬川水路（東大阪市、八尾市、柏原市）、五個水路（東大阪市）、番田水路（摂津市、高槻市、茨木市）及び津之江水路（高槻市）で実施した。



＜いきいき水路（長瀬川）＞

### ③ため池環境の整備

#### ■オアシス整備事業の推進

府内に散在する多くのため池を農業用施設として活かしつつ、周辺の緑化や遊歩道等の整備を行い、水と緑につつまれたオアシス空間の整備を推進した。平成10年度においては、久米田池をはじめとする9地区で周辺緑地、遊歩道の整備等を実施し、鯉野池（松原市）が完成した。

#### ■地域総合オアシス整備事業の推進

ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、ため池の多面的機能を活かした総合整備を実施した。平成10年度においては、泉南地区（泉南市）、熊取地区（熊取町）、三林地区（和泉市）、金岡地区（堺市）、太子地区（太子町）で事業を実施した。

#### ■ため池の水質の保全

オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の中で植生や噴水によるばっ気を行い、ため池のもつ貴重な環境資源である水の浄化に努めた。

#### ■ため池環境コミュニティの支援

ため池の整備構想を検討するにあたり、住民参加の機運を盛り上げるため、地域の住民がワークショップを形成し、その意見を構想に反映させる。平成10年度は、熊取地区（熊取町）において、ワークショップが作成した構想マップに沿い、具体的な整備等を検討した。

### ④海辺環境の整備

#### ■なぎさ保全創造事業の推進

大阪湾沿岸域の漁場の底質改善を行い、干潮時に干潟を創出することにより、水産資源の保護・育成を図るとともに、府民に憩いの場として有効な活用を図るなど「水辺空間」の保全と多面的な活用を目的として、泉南市地先において覆砂を行った。

#### ■漁場保全対策事業の推進

大阪湾において、漁業生産の障害となっている海底堆積物の除去（小規模漁場保全事業）や海中に浮遊しているビニールゴミ類の除去（漁場環境美化推進事業）を実施した。また、漁場環境等の情報収集や啓

発活動を行い、漁業被害の防止に努めた。

■魚礁の設置

漁場生産力の向上と、その有効利用及び水産資源の維持増大を図るため、「第4次沿岸漁場整備開発計画」に基づき、並型魚礁及び大型魚礁設置事業を実施した。

■自然調和型漁港整備事業の推進

自然調和型漁港整備として、深日漁港において防波堤整備を進めた。

■エコポート（環境と共生する港湾）の整備

平成7年4月にエコポートモデル港に指定された堺泉北港について、「港湾計画」に位置づけた大和川河口部の条件を活かした人工干潟の整備に関する環境調査及び地質調査並びに実施設計を行った。

■栽培漁業センターの活用

水産資源の維持増大を図るため、府立水産試験場附属栽培漁業センターにおいて中高級魚介類の生産を行い、中間育成後、放流を行った。

■「なぎさ海道」事業の推進

自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かに触れ合う魅力ある海辺空間の形成を目指した「なぎさ海道」事業を、（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構を中心として行った。

■阪南港阪南2区における人工干潟の整備

阪南港阪南2区に整備を計画している人工干潟・海浜について、環境創造の効果を向上させる構造及び形状等を検討するための基礎調査を行った。